

改正に伴う



消費税実務セミナー

消費税申告書作成時の様式が追加されます

平成 26 年 4 月の**消費税 8 % の増税**により、今回の消費税申告では、5 % と 8 % の 2 種類の**税率が混在**します。

それに伴い、申告時の実務として

○**本則課税**では、従来の**附表 2**に変わり、**附表 1** 及び**附表 2-(2)**。

○**簡易課税**では、従来の**附表 5**に変わり、**附表 4** 及び**附表 5-(2)**。

の作成・提出が必要となります。

塩尻商工会議所では、消費税課税事業者を対象に、改正に伴う実務の説明会を行いますので、ぜひご参加ください。

日 時:平成 27 年 2 月 12 日(木)

簡易課税 午後 2 時～ 1 時間程度

本則課税 午後 3 時～ 1 時間程度



会 場: 塩尻市市民交流センター えんぱーく 4 階 401A 会議室

講 師: 関東信越税理士会松本支部 派遣税理士

対 象: ①平成 24 年の課税売上高が 1,000 万を超える事業所の
経理・確定申告ご担当者様

②平成 24 年の課税売上高が 1,000 万以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

③①,②に該当しない場合で、特定期間(H25 1/1～6/30)までの期間の課税売上高が 1,000 万を超える方

なお、特定期間における 1,000 万の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計によることもできます。



— 改正消費税セミナー申込書 [FAX:0263-51-1388] —

※下記申込用紙をご記入の上、切り取らず、A4 のまま FAX 下さい。

事業所名		電話番号	
受講者氏名		受講コース いずれかに○印	簡易課税 ・ 本則課税

◎ご記入頂きました情報は、商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの連絡・情報提供のために利用する場合があります。